

イタリアにおける選挙制度改革

芦田 淳

【目次】

はじめに

I 1993年選挙制度改革とその成果

II 現行選挙制度の成立

1 2005年選挙制度改革

(1) 下院議員選挙制度

(2) 上院議員選挙制度

2 2001年在外投票制度の導入

III 2006年総選挙結果

IV 2005年選挙制度改革の評価

はじめに

本稿の目的は、イタリアにおける2005年選挙制度改革の内容とその問題点を、1993年選挙制度改革とその成果を踏まえた上で、検討することにある。1993年改革は一定の成果を取めたが、それに基づく4度目の選挙実施を目前にした2005年12月、再び制度が変更された。この変更は、当時の与党中道右派の党派的利害に根差したものと指摘がある。以下では、新たな制度による2006年4月総選挙の結果も踏まえ、2005年改革の内容を明らかにした上で、最後にその評価を試みる。

I 1993年選挙制度改革とその成果

1993年の選挙制度改革は、同年の国民投票の結果を受けたもので、それまでの比例代表方式に替えて、議員定数の75%を小選挙区・多数決方式で選出し、25%を大選挙区・比例代表方式で選出する混合型選挙制度を導入した。この改革は、当時の政府の統治能力の欠如・政党の「崩壊」^(注1)に対する一つの回答として受け入れられ、

その後の選挙(第12回総選挙[1994年3月27日]、第13回総選挙[1996年4月21日]、第14回総選挙[2001年5月13日])を通じて、まず何より中道右派連合と中道左派連合からなる政党の「二極化」をもたらした。その結果、有権者は、ひとまず選挙により政権を選択し、実質的に首相を直接選出できるようになった。二大連合に対する得票及び議席の集中も総じて進み、この傾向は、2001年総選挙においては、「偽装名簿(lista civetta 又は lista fittizia)」の使用により控除制が機能しなかったため、さらに強められた^(注2)。しかし、小選挙区部分において各連合内部で候補者を統一し、連合内の小政党にも一定の議席を割り当てる運用は続き、1993年改革は、政党の破片化(frammentazione 著しい多党化)に対しては、一定の制約を課すにとどまった^(注3)。なお、1999年及び2000年に、下院選挙制度の比例代表部分を廃止しようとする国民投票があったが、投票率が過半数に達しなかったため、成立しなかった。

II 現行選挙制度の成立

1 2005年選挙制度改革

2006年総選挙を目前に控え、当時の与党中道右派による選挙法改正案が、2005年10月には下院で、12月には上院でそれぞれ可決され、12月31日に施行された(2005年12月21日の法律第270号「下院及び上院の選挙規程の改正」)。この改革は、1993年の混合型選挙制度を「多数派プレミアム制を伴った比例代表制」へと変更するもので、議席配分を比例代表方式を用いて候補者名簿(≒政党)単位で行う一方、最も多く得票した候補者名簿連合(又は候補者名簿)に

対して、その得票率に関わらず過半数の議席を保障するプレミアム制を加味することとした。ここから、2005年改革がもたらした制度は、政党に選挙アクターとしての行動を促しつつ、二大政党（連合）制への誘因を備えた二面的な制度と、ひとまずいうことができる。しかし、改革の意図については、与党の敗北を抑え、野党の勝利を最小限にとどめるために導入されたもの、との批判がなされている。^(注4) 具体的に与党にどう有利であったかに関しては、小選挙区制には中道右派より中道左派の方がよりよく適合しており、中道右派は比例代表方式において優位を示してきたとの指摘が、早くからなされていたことは興味深い。^(注5) 小選挙区制が中道左派に有利であった理由としては、中道左派の選挙民が、教育があり、情報に通じ、政治に関心のある者により構成されているのに対して、中道右派の選挙民が、伝統的で、政治から距離を置き、政治不信を抱く者から構成されていることに原因があると分析されている。また、後述する阻止条項の設定の仕方も、より規模の小さい政党の多い中道左派連合に不利といえた。なお、多数派プレミアム制を伴った比例代表制は、イタリアに前例がないわけではない。ムッソリーニ首相（当時）によるファシズム期の1923年法律第2444号（いわゆる「アチェルボ法」。25%以上の最大得票をした候補者名簿が三分の二の議席を獲得する。）、デ・ガスペリ首相（当時）による1953年法律第148号（いわゆる「インチキ法」）が挙げられる。1953年法と2005年法の相違は、前者が得票の絶対多数を獲得した連合等がプレミアム（380議席、全議席の65%）を獲得すると定めたのに対し、後者は、得票の相対多数を獲得した連合等がプレミアムを獲得するとしている点である。このほか、細部は異なるものの、1995年法律第43号で導入された通常州議会の選挙制度や、2000年立法命令第267号における人口15,000人以下のコムーネの選挙制度も、今回の

多数派プレミアム制を伴った比例代表制の先駆けといえよう。それでは次に、各院の選挙制度について、その特色や手続を説明する。^(注7)

(1) 下院議員選挙制度

(a) 概要

政党又は政治団体は、選挙区（b参照）ごとに候補者名簿を提出し、議席配分は、比例代表方式（原則として、ヘアー式最大剰余法^(注8)によって行われる（e参照）。候補者名簿は拘束名簿式で、候補者は、全選挙区で重複立候補が可能である。投票は一票制で、候補者名簿の標識（シンボルマーク）を選択するものであり、候補者個人を選択する選好投票はできない。各政党は、候補者名簿提出時に、その標識を内務省に寄託し、その際、当該名簿の候補者名簿連合との連結を宣言することができる。上述のプレミアム制を導入したことから分かるように、この候補者名簿連合は、政権を争う政党等の集合と考えられ、現状では中道左派連合と中道右派連合が想定される。候補者名簿連合は、単一の選挙綱領を提出し、そこにおいて指導者（首相候補）を1名指名するものとされ、候補者名簿連合と連結しない政党も、それぞれ選挙綱領の提出と指導者の指名は行わなければならない。なお、1993年の選挙制度ですべての政党に義務付けられた候補者名簿提出時の一定数の選挙人の署名の添付は、両院で会派を構成している政党等については免除された。当選人の決定にあたっては、全国で最大の得票をした候補者名簿連合は、獲得議席数によってプレミアム（d参照）を得、（その内部で）一定の阻止条項（c参照）を超えた候補者名簿の間で議席が配分される。なお、ヴァッレ・ダオスタ選挙区に関しては、特例を設け、比例代表方式を適用せず、同選挙区に割り当てられた1議席は、有効投票の最多数を獲得した候補者を当選人とする。^(注9)

(b) 選挙区への定数配分

全国を26に分割した選挙区は、原則として州と合致し、ピエモンテ、ヴェネト、ラツィオ、カンパーニア、シチリアはそれぞれ2選挙区に、ロンバルディアは3選挙区に分割されている。各選挙区への定数配分は、その人口に比例して、次のように行われる。まず、直近の国勢調査による全国の人口総数を618（下院の議員定数630から在外選挙区分の12を減じたもの）で除し、定数の配分基数を得る。この配分基数で各選挙区の人口を除して得られた整数の商を当該選挙区の暫定定数とし、この暫定定数の合計が618に満たなければ、残りの定数を剰余の大きい順に配分する。これをまとめれば、表1のとおりである。

(c) 阻止条項

議席配分の対象となるのは、(ア)全国で有効投票の10%以上を獲得し、その内部に①全国で有効投票の2%以上を獲得した候補者名簿か、②公認された少数言語話者を代表し、少数言語話者の特別の保護を定めた特別憲章を有する州に含まれる選挙区の一つにおいてのみ提出された候補者名簿で、当該選挙区の有効投票の20%以上を獲得したもの（以下「適格少数言語話者候補者名簿」という。）が存在する候補者名簿連合、(イ)全国で有効投票の4%以上を獲得した候補者名簿及び適格少数言語話者候補者名簿のいずれかで連合に参加しなかったもの、(ウ)全国で有効投票の4%以上を獲得した候補者名簿及び適格少数言語話者候補者名簿のいずれかで得票が有効投票の10%未満の候補者名簿連合に参加したものである（以下、(ア)から(ウ)をあわせて「候補者名簿連合（等）」という。）。(ア)の候補者名簿連合の内部に関しては、全国で有効投票の2%以上を獲得した候補者名簿、適格少数言語話者候補者名簿及び全国で有効投票の2%を獲得できなかった当該連合内の候補者名簿のうち最も

多く得票したものに議席が配分される。なお、1993年の選挙制度では、比例代表選出分について4%の阻止条項があった^(注10)。

(d) プレミアム制

全国で最大の得票をした候補者名簿連合（等）には、その獲得議席が340（下院議席の約54%であるが、在外選挙区で選出される12議席及びヴァッレ・ダオスタ選挙区の1議席を除く、残りの617議席から見れば、その約55%となる。）に達しない場合に、340議席が与えられる。

(e) 議席配分

議席配分は、まず、全国レベルでの各候補者名簿連合（等）と当該連合内の各候補者名簿の議席数を確定し、続いて、選挙区レベルでの各候補者名簿連合（等）と当該連合内の^(注11)各候補者名簿の議席数を確定することにより行われる。

【手続1】 候補者名簿・候補者名簿連合の全国得票数の確定、阻止条項の確認

選挙区中央選挙事務局は、各候補者名簿の選挙区別得票数（当該選挙区の各投票区における候補者名簿の得票の合計）を全国中央選挙事務局に通知する。全国中央選挙事務局は、各選挙区で同一の標識を有する候補者名簿が得た選挙区別得票数の全国集計として、各候補者名簿の全国得票数を確定する。次に、これに基づいて、候補者名簿連合の全国得票数（連合を構成する候補者名簿の全国得票数を集計したもの）を確定する。確定した全国得票数に基づき、候補者名簿及び候補者名簿連合のうち、最大得票したものの、阻止条項を超えたものを決定する。

【手続2】 各候補者名簿連合（等）の全国当選基数の算定

全国中央選挙事務局は、議席配分のために、候補者名簿連合（等）の全国得票数の和を議席

定数（617）で除し、「全国当選基数」を得る。
このとき、生じた端数は切り捨てる。

国得票数が最大の候補者名簿連合（等）が340議席以上獲得したか確認する。

【手続3】各候補者名簿連合（等）の全国レベルの議席数の確定

各候補者名簿連合（等）の全国得票数を全国当選基数で除し、商の整数部分が各候補者名簿連合（等）の暫定議席数となる。残余の議席は、
残余の大きい順に各候補者名簿連合（等）に配分される。^(注12)配分後、全国中央選挙事務局は、全

【手続4-1】①連合内の各候補者名簿の全国レベルの議席数、②各候補者名簿連合（等）の選挙区レベルの議席数、③連合内の各候補者名簿の選挙区レベルの議席数の確定（全国得票数が最大の候補者名簿連合（等）が340議席以上獲得した場合）

① 全国得票数が最大の候補者名簿連合（等）

表1 各選挙区別配分定数（下院）

選挙区	人口 (2001年)	配分基数 (92,226)		合計配分定数	
		商	剰余 (*は定数獲得を示す。)		
1	ピエモンテ1	2,165,619	23	44,421(*)	24
2	ピエモンテ2	2,049,058	22	20,086	22
3	ロンバルディア1	3,707,210	40	18,170	40
4	ロンバルディア2	3,920,190	42	46,698(*)	43
5	ロンバルディア3	1,405,154	15	21,764	15
6	トレンティーノ-アルト・アディジェ	940,016	10	17,756	10
7	ヴェネト1	2,713,294	29	38,740	29
8	ヴェネト2	1,814,400	19	62,106(*)	20
9	フリウリ-ヴェネツィア・ジューリア	1,183,764	12	77,052(*)	13
10	リグーリア	1,571,783	17	3,941	17
11	エミリア-ロマーニャ	3,983,346	43	17,628	43
12	トスカーナ	3,497,806	37	85,444(*)	38
13	ウンブリア	825,826	8	88,018(*)	9
14	マルケ	1,470,581	15	87,191(*)	16
15	ラツィオ1	3,700,424	40	11,384	40
16	ラツィオ2	1,411,989	15	28,599	15
17	アブルッツォ	1,262,392	13	63,454(*)	14
18	モリーゼ	320,601	3	43,923	3
19	カンパーニア1	3,059,196	33	15,738	33
20	カンパーニア2	2,642,735	28	60,407(*)	29
21	プーリア	4,020,707	43	54,989(*)	44
22	バジリカータ	597,768	6	44,412	6
23	カラブリア	2,011,466	21	74,720(*)	22
24	シチリア1	2,383,132	25	77,482(*)	26
25	シチリア2	2,585,859	28	3,531	28
26	サルデーニャ	1,631,880	17	64,038(*)	18
27	ヴァッレ・ダオスタ	119,548	1	27,322	1
計		56,995,744	605		618

(出典) *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, febbraio 13, 2006. p. 9.

が340議席以上獲得した場合、まず、各連合内で議席配分を認められた候補者名簿の全国得票数の和をその連合の獲得した議席数で除し、そこで得た商（端数は切捨て）で各候補者名簿の全国得票数を除して得られた商の整数部分を各候補者名簿の暫定議席数とする。残余の議席は、残余の大きい順に配分される。

② 全国中央選挙事務局は、各候補者名簿連合（等）に配分される議席を選挙区間で配分するために、連合ごとに、各連合内の全候補者名簿の選挙区別得票数の選挙区集計を全国当選基数で除し、当該連合の候補者名簿に各選挙区において配分される議席に関する「指標」を得る。同様の手続を、(イ)又は(ウ)の候補者名簿についても行う。この指標が得られたら、各選挙区で各候補者名簿連合（等）の指標に当該選挙区に配分される議席数を乗じ、その積を当該選挙区の指標の和で除する。ここで得られた商の整数部分が、選挙区において各候補者名簿連合（等）に配分される議席数となる。残余の議席は、残余の大きい順に各候補者名簿連合（等）に配分される。ここで、各候補者名簿連合（等）に全選挙区で配分された議席数の和が【手続3】で確定した議席数に一致しているか確認する。両者が一致しない場合、最大の過大議席を出している候補者名簿連合（等）から（過大議席が同数の場合は、全国得票数が最大の候補者名簿連合（等）から）過大議席の多い順に、当該候補者名簿連合（等）が残余により過大議席を獲得した選挙区において、当該残余の小さい順に、さらに、そこで過小となった候補者名簿連合（等）が使用しなかった残余がある選挙区において、過大議席を減じる。同一選挙区で2以上の候補者名簿連合（等）に使用しなかった残余がある場合、議席は、使用しなかった最大の残余を有する候補者名簿連合（等）に配分される。同一選挙区で措置しきれない場合、過大となった候補者名簿連合（等）から最小の残余により

過大議席を得た選挙区において議席を減じ、過小となった候補者名簿連合（等）に対して使用しなかった最大の残余のある他の選挙区において議席を配分する。^(注13)

③ 全国中央選挙事務局は、各選挙区における各連合内の候補者名簿への議席配分を行うために、まず、各候補者名簿連合の選挙区別当選基数（議席配分を認められた連結候補者名簿の選挙区別得票数を選挙区ごとに集計したものを、各選挙区で当該候補者名簿連合に配分された議席数で除したもの。端数は切捨て）を決定する。そして、連合内の各候補者名簿の選挙区別得票数をこの選挙区別当選基数で除し、得られた商の整数部分が、選挙区において連合内の各候補者名簿に配分される議席数となる。残余の議席は、残余の大きい順に各候補者名簿に配分される。ここでも、各候補者名簿に全選挙区で配分された議席数の和が、全国レベルで各候補者名簿に配分された議席数に一致しているか確認する。一致しない場合、前段落の候補者名簿連合（等）の場合と同様の手続を行う。

【手続4-2】 ①連合内の各候補者名簿の全国レベルの議席数、②各候補者名簿連合（等）の選挙区レベルの議席数、③連合内の各候補者名簿の選挙区レベルの議席数の確定（全国得票数が最大の候補者名簿連合（等）が340議席以上獲得できなかった場合）

全国得票数が最大の候補者名簿連合（等）が340議席以上獲得できなかった場合、当該候補者名簿連合（等）に340議席が配分される。全国中央選挙事務局は、当該連合の全候補者名簿の全国得票数の和（又は当該候補者名簿の全国得票数）を340で除し、いわゆる「多数派の全国当選基数」を得る（端数は切捨て）。残余の277議席（ $630 - 340 - 12$ 〔在外選挙区分〕 $- 1$ 〔ヴァッレ・ダオスタ選挙区分〕 $= 277$ ）は、他の候補者名簿連合（等）の間で分割される。このために、

他の候補者名簿連合（等）の全国得票数の和を277で除して「少数派の全国当選基数」を得る（端数は切捨て）。続いて、全国中央選挙事務局は、各候補者名簿連合（等）の全国得票数をこれらの当選基数で除し、得られた商の整数部分が、各候補者名簿連合（等）に配分される議席数となる。残余の議席は、残余の大きい順に各候補者名簿連合（等）に配分される。各候補者名簿連合内の議席配分を認められた候補者名簿間での獲得議席の配分は、多数派がプレミアムによらず340議席を獲得した場合と同様の方法により行われる。同様に、各選挙区に割り当てられる議席の配分も同様の方法で行われ、多数を獲得した候補者名簿連合（等）については多数派の全国当選基数を、その他の候補者名簿連合（等）については少数派の全国当選基数を用いる。

【手続5】当選人の決定

全国中央選挙事務局は、各候補者名簿に割り当てられた議席数を各選挙区中央選挙事務局に通知し、各選挙区中央選挙事務局長は、各候補者名簿が獲得した議席数に合わせて、当該候補者名簿の候補者から、記載された順序に従って、当選人の宣告を行う。仮に、ある候補者名簿が一選挙区において、当該選挙区で配分された議席数に対して提出していた候補者をすべて使い果たした場合、その情報が全国中央選挙事務局に戻され、当該事務局は、当該候補者名簿が使用しなかった最大の剰余を有する他の選挙区において、その後は剰余の大きい順に、当該候補者名簿に議席を割り当てる。この割当を終えても当該候補者名簿に割り当てる議席が残っている場合、当該議席は、当該候補者名簿がすでに使用した最大の剰余を有する他の選挙区において、その後は剰余の大きい順に割り当てる。この作業が終わってもまだ割り当てる議席が残っている場合、当該議席は、元来の選挙区において、過小となった候補者名簿の属する連合に含

まれ、使用しなかった剰余が最大（その後は剰余の大きい順に）である他の候補者名簿に割り当てる。それでもまだ割り当てる議席が残っている場合、当該議席は、他の選挙区において同様に、同連合内の他の候補者名簿に配分する。連合内に剰余が同数の候補者名簿がある場合、くじ引きで配分する。複数の選挙区で当選した議員は、下院理事部に、最後の宣告が行われた日から8日以内に、どの選挙区を選択するか明らかにしなければならない。選択が行われない場合、くじ引きで決定する。

(2) 上院議員選挙制度

概要に関しては、下院議員選挙制度とほぼ同様である。

(a) 選挙区（州）への定数配分

上院は1州を1選挙区とし、議員定数309（上院の議員定数315から在外選挙区分の6を減じたもの）を、下院と同様の方法で、政府中央統計局が公表した直近の国勢調査による人口に比例して各州に配分する。ただし、モリーゼ州の議員定数は2名、ヴァッレ・ダオスタ州の議員定数は1名、その他の州のそれは、7名以上と定められている（憲法第57条第3項）。配分結果は、表2のとおりである。これに対して、以下の(b)から(d)のような特色を持った比例代表方式で、議席が配分される。なお、その例外として、ヴァッレ・ダオスタ州とトレンティーノ・アディジェ州には、あらかじめそれぞれ1小選挙区と6小選挙区を設けると規定され、ここでは、有効投票の最多数を獲得した候補者を当選人とする。

(b) 阻止条項

州ごとに、有効投票の20%以上を獲得し、その内部に当該州で有効投票の3%以上を獲得し

た候補者名簿が存在する候補者名簿連合が、議席配分の対象となる。当該連合の内部に関しては、当該州で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿に議席が配分される。候補者名簿連合に参加しない候補者名簿及び得票が有効投票の20%未満にとどまった候補者名簿連合に参加した候補者名簿は、当該州において有効投票の8%以上を獲得した場合、議席配分の対象となる。

(c) プレミアム制

州ごとに最大の得票をした候補者名簿連合等には、その獲得議席が当該州の定数の55%に達しない場合に、当該州の定数の55%の議席が与えられる（端数は四捨五入）。残余の議席は、

その他の候補者名簿連合等の中で得票に比例して配分する。州ごとにプレミアムを適用することについては、憲法第57条が上院議員は州を基礎として選ばれると定めていることが根拠として考えられるが、実際には、中道右派の党派的利害によるものとの指摘がある。^(注14) なお、2議席しか配分されていないモリーゼ州については、プレミアム制は適用されない。

(d) 候補者名簿連合等への議席配分

議席配分は、州ごとにヘアー式最大剰余法等により行われる。候補者名簿連合内部における各候補者名簿への議席の割当については、まず、有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿の選挙区別得票数の和を候補者名簿連合に割り当て

表2 各選挙区別配分定数（上院）

州	人口 (2001年)	憲法第57条 第3項による 配分定数	配分基数 (190,677)		合計配分定数
			商	剰余 (*は定数獲得 を示す。)	
ピエモンテ	4,214,677		22	19,783	22
ヴァッレ・ダオスタ	119,548	1			1
ロンバルディア	9,032,554		47	70,735	47
トレンティーノ・アルト・アディジェ	940,016	7			7
ヴェネト	4,527,694		23	142,123(*)	24
フリウリ-ヴェネツィア・ジュリア	1,183,764	7			7
リグーリア	1,571,783		8	46,367	8
エミリア-ロマーニャ	3,983,346		20	169,806(*)	21
トスカーナ	3,497,806		18	65,620	18
ウンブリア	825,826	7			7
マルケ	1,470,581		7	135,842(*)	8
ラツィオ	5,112,413		26	154,811(*)	27
アブルッツォ	1,262,392		6	118,330(*)	7
モリーゼ	320,601	2			2
カンパーニア	5,701,931		29	172,298(*)	30
プーリア	4,020,707		21	16,490	21
バジリカータ	597,768	7			7
カラブリア	2,011,466		10	104,696	10
シチリア	4,968,991		26	11,389	26
サルデーニャ	1,631,880		8	106,464(*)	9
計	56,995,744	31	271		309

(出典) *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, febbraio 13, 2006. p.12.

られた議席数で除する。ここで得た商で各候補者名簿の選挙区別得票数を除し、得られた商の整数部分が、選挙区において連合の各候補者名簿に配分される議席数となる。残余の議席は、残余の大きい順に各候補者名簿に配分される。残余が同数の場合は、選挙区別得票数が最大の候補者名簿に配分する。当選人の決定は、各候補者名簿に掲載された候補者の順位に従って行う。

なお、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州に配分された7議席については、まず、先に述べたように6小選挙区からそれぞれ最大の有効投票を獲得した候補者が選出され、残りの1議席は、落選した候補者のうち最も得票率の高い者1名が選出される。^(注15)

2 2001年在外投票制度の導入

2006年総選挙は、2001年12月27日の法律第459号により導入された在外投票制度が初めて適用された総選挙でもあった。この制度は、国外に居住する市民のために在外選挙区を設け、下院で12議席、上院で6議席を当該選挙区において選出すると2000年及び2001年の憲法改正に基づくものである。

(a) 選挙人及び在外選挙区

在外選挙人名簿に登録された、国外に居住するイタリア市民（以下「在外イタリア人」という。）は、両院選挙及び国民投票について、在外選挙区において郵便により投票を行う。また、在外イタリア人は、投票ごとに事前に選択することにより、イタリア国内の選挙区で投票することができる。政府は、国外に居住するイタリア人の登録簿及び領事機関の維持する記録の記載事項を統合整理することにより、選挙人名簿整備のための、国外に居住するイタリア市民の改定された名簿を作成するよう措置を講ずると

定められた。2005年12月31日現在の当該名簿における在外イタリア人数は、352万809名である。^(注16)なお、2006年法律第22号により、2006年総選挙において、国際的任務の遂行にあたる軍人等一時的に国外に滞在する一定のイタリア市民も在外選挙区で投票することが認められた。

在外選挙区は、さらに、①ヨーロッパ（ロシア連邦及びトルコを含む）、②南米、③北中米、④アフリカ、アジア、オセアニア及び南極大陸に4分割され、それぞれにおいて1下院議員及び1上院議員が選出され、残りの定数（下院8、上院2）は、居住するイタリア市民の数に比例して4分割区に配分される。その結果、構成は表3のとおりとなった。

表3 各分割区別配分定数（在外選挙区）

分割区	居住イタリア市民数	配分定数	
		下院	上院
ヨーロッパ	2,039,149	6	2
南米	885,673	3	2
北中米	403,597	2	1
アフリカ等	192,390	1	1
計	3,520,809	12	6

（出典）Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana, febbraio 13, 2006. p.10,13. 等より作成。

(b) 被選挙人

候補者は、その分割区の居住者かつ選挙人であることを要する。なお、下院本会議において、憲法に定める被選挙権を侵害するとして、この規定を削る修正案が提出されたが、否決された。さらに、被選挙権欠格事由として、外国で地方団体の長など一定の職に就いていることが追加された。また、候補者名簿は分割区ごとに提出され、候補者名簿の届出には、500人以上1,000人以下の各分割区に居住する選挙人の署名が添付されなければならない。複数の政党又は政治団体は、共同候補者名簿を提出することができる。

(c) 投票及び議席配分

選挙人は、イタリアで投票することを選択するためには、原則として、立法期が満了となる年の前年12月31日までに、大使館等に書面により伝達することが必要である。ただし、議院解散及び国民投票の場合は、投票公示の日から10日目まで選択をすることができる。この選択を行った選挙人の氏名は、外務省から内務省に、内務省からイタリアにおいて最後に居住したコムーネに通知され、当該コムーネは投票を行うのに必要な措置を講ずる。他方、郵便投票に関して、領事機関は、選挙人に、選挙人名簿登録済証明書・投票用紙・投票用紙を入れる封筒・管轄領事機関の住所あての封筒・投票方法についての説明用紙・在外投票法の法文・所属分割区の候補者名簿をまとめて送付する。領事機関の長は、イタリアにおける投票日の前の木曜日16時（現地時間）までに選挙人から郵便により届いた、投票用紙の入った封筒を在外選挙区中央選挙事務局に送付する。在外選挙区中央選挙事務局は、ローマの控訴院に設置される。期日後に届いた投票用紙は、焼却される。選挙人は、投票用紙において、その選択した候補者名簿に対応する標識に印を付けることで投票する。また、選挙人は、その選択した候補者名簿の候補者の姓を書くことにより、2以上の議席が配分されている分割区においては2票、1議席が配分されている分割区においては1票の選好投票を行うことができる。

投票終了後、候補者名簿間での議席の配分は、分割区ごとにヘアー式最大剰余法により行う。各候補者名簿に配分された議席は、当該名簿の候補者が分割区において獲得した選好投票総数の順に、当選が決定する。選好投票総数が等しい場合は、候補者名簿の順位に従って決定する。

(d) 優遇措置

選挙人のうち、郵便投票の平等・自由・秘密

の原則に基づいた実施を保障するための合意をイタリアと締結できなかった国、又はイタリア大使館の存在しない国等に居住する者は、イタリアで投票することとし、管轄の領事機関等に請求することにより、旅費の75%の償還を受ける権利を有する^(注17)。従来の、両院選挙において、選挙のため帰郷する労働移民が、国境の駅から投票を行うコムーネまでの往復鉄道運賃を免除される等の規定は廃止されたが、別途、国外から来る選挙人のための優遇措置が設けられている。

III 2006年総選挙結果

以上の選挙制度による2006年4月9・10日総選挙の結果は、中道左派連合「ウニオーネ（連合）」が下院は国内341議席、国外7議席、計348議席、上院は国内154議席、国外4議席、計158議席、中道右派連合「自由の家」が下院は国内277議席、国外4議席、計281議席、上院は国内155議席、国外1議席、計156議席となり、中道左派が辛うじて両院で多数を握った。詳細（表4～表6参照）を見れば、二極化は維持されたものの、その内部における政党の破片化に対しては歯止めがかかっていないことがうかがえる。

この選挙の勝敗に関連して、下院につき、今回の得票を1993年選挙制度に基づいて議席配分した場合の試算によると、いくつか留保はあるものの、中道左派が国内で332議席、中道右派が同じく297議席となって、実際の66議席差から35議席差に縮まることが報告されている^(注18)。上院についても、中道右派は、中道左派に国内の得票数で勝っており、全国で得票数が最大の候補者名簿連合等にプレミアムを設けていれば、プレミアムを獲得できていたという皮肉な結果となった。在外選挙区も、とりわけ上院において、中道左派が多数派となる要因となった。在外投票の実現に尽力した第2次ベルルスコーニ政権

表4 下院議員選挙結果

連合	候補者名簿	得票数	得票率(%)	獲得議席数
中道右派連合「自由の家」	フォルツァ・イタリア	9,045,384	23.709	137
	国民同盟	4,706,654	12.336	71
	キリスト教民主主義者連合(UDC)	2,579,951	6.762	39
	北部同盟	1,748,066	4.581	26
	キリスト教民主党-新イタリア社会党	285,744	0.748	4
	社会オルタナティブ・ムッソリーニ	255,410	0.669	0
	三色の炎	231,313	0.606	0
	ノー・ユーロ	58,757	0.154	0
	年金受給者連合	28,317	0.074	0
	環境リスト	17,574	0.046	0
	イタリア自由党	12,334	0.032	0
	S.O.S. イタリア	6,956	0.018	0
	「自由の家」計		18,976,460	49.739
中道左派連合「ウニオーネ(連合)」	オリーブの木	11,928,362	31.265	220
	共産党再建党	2,229,604	5.844	41
	拳の中のバラ	991,049	2.597	18
	イタリア共産主義者党	884,912	2.319	16
	ディ・ピエトロ・価値あるイタリア	877,159	2.299	16
	緑連盟	783,944	2.054	15
	欧州民主主義者連合・人民党	534,553	1.401	10
	年金受給者党	333,983	0.875	0
	南チロル人民党	182,703	0.478	4
	社会主義者	115,105	0.301	0
	消費者リスト	73,720	0.193	0
	ロンバルディア自治同盟	44,580	0.116	0
	ヴェネト戦線同盟	22,010	0.057	0
「ウニオーネ(連合)」計		19,001,684	49.805	340

(出典) I risultati elettorali, Elezione della Camera dei Deputati del 9-10 aprile 2006, Italia in complesso (<http://politiche.interno.it/politiche/camera060409/C0000000.htm>) より作成。「自由の家」、「ウニオーネ(連合)」以外の候補者名簿(議席獲得なし)をここでは割愛した。また、本表に掲げたほか、ヴァッレ・ダオスタ選挙区において「自治・自由・民主主義」(中道左派連合)が1議席を獲得した。

表5 上院議員選挙結果

連合	候補者名簿	得票数	得票率 (%)	獲得議席数
中道右派連合「自由の家」	フォルツァ・イタリア	8,201,688	24.008	78
	国民同盟	4,234,693	12.396	41
	キリスト教民主主義者連合 (UDC)	2,309,174	6.759	21
	北部同盟	1,530,366	4.479	13
	社会オルタナティブ・ムッソリーニ	214,617	0.628	0
	三色の炎	204,473	0.598	0
	キリスト教民主党-新イタリア社会党	190,724	0.558	0
	年金受給者連合	61,824	0.180	0
	イタリア共和党	45,133	0.132	0
	環境リスト	37,656	0.110	0
	新たなシチリア	33,437	0.097	0
	ノー・ユーロ	30,515	0.089	0
	シチリアのための協定	20,833	0.060	0
	イタリア自由党	15,762	0.046	0
	拡大キリスト教協定	9,730	0.028	0
	自由改革者	7,668	0.022	0
	S.O.S. イタリア	4,963	0.014	0
「自由の家」計		17,153,256	50.212	153
中道左派連合「ウニオーネ (連合)」	左翼民主主義者	5,977,313	17.497	62
	マルゲリータ	3,664,622	10.727	39
	共産党再建党	2,518,624	7.372	27
	ウニオーネ (連合) とともに	1,423,226	4.166	11
	ディ・ピエトロ・価値あるイタリア	986,046	2.886	4
	拳の中のバラ	851,875	2.493	0
	欧州民主主義者連合・人民党	476,938	1.396	3
	年金受給者党	340,279	0.996	0
	社会主義者	126,625	0.370	0
	ロンバルディア自治同盟	90,943	0.266	0
	消費者リスト	72,139	0.211	1
	オリーブの木	59,499	0.174	1
	イタリア社会民主党	57,339	0.167	0
	欧州共和主義者	51,001	0.149	0
	ヴェネト戦線同盟	23,209	0.067	0
キリスト教民主主義者連合 (DCU)	5,399	0.015	0	
「ウニオーネ (連合)」計		16,725,077	48.958	148

(出典) I risultati elettorali, Elezione del Senato della Repubblica del 9-10 aprile 2006, Italia in complesso<<http://politiche.interno.it/politiche/senato060409/S0000000.htm>> より作成。「自由の家」、「ウニオーネ (連合)」以外の候補者名簿 (議席獲得なし) をここでは割愛した。また、本表に掲げたほか、ヴァッレ・ダオスタ選挙区において「自治・自由・民主主義」(中道左派連合) が1議席、トレンティーノ・アルト・アデージェ選挙区において「ウニオーネ (連合) - 南チロル人民党」(中道左派連合) が3議席、南チロル人民党 (中道左派連合) が2議席、自由の家 (中道右派連合) が2議席を獲得した。

表6 在外選挙区選挙結果

下院議員選挙				
候補者名簿		得票数	得票率 (%)	獲得議席数
中道右派連合	フォルツァ・イタリア	202,407	20.750	3
	世界の中のイタリアのために	73,289	7.513	1
	キリスト教民主主義者連合 (UDC)	65,794	6.745	0
	北部同盟	20,227	2.073	0
	社会オルタナティブ・ムッソリーニ	7,102	0.728	0
	三色の炎	1,133	0.116	0
計		369,952	37.925	4
派中道連合左	ウニオーネ (連合)	422,330	43.297	6
	ディ・ピエトロ・価値あるイタリア	27,432	2.812	1
	欧州民主主義者連合・人民党	9,692	0.993	0
計		459,454	47.102	7
独立系	南米イタリア人協会	102,780	10.537	1
	その他	43,228	4.430	0
計		146,008	14.967	1
上院議員選挙				
候補者名簿		得票数	得票率 (%)	獲得議席数
中道右派連合	フォルツァ・イタリア	185,438	21.074	1
	世界の中のイタリアのために	63,474	7.213	0
	キリスト教民主主義者連合 (UDC)	57,200	6.500	0
	北部同盟	18,455	2.097	0
	三色の炎	8,433	0.958	0
計		333,000	37.842	1
派中道連合左	ウニオーネ (連合)	387,145	43.997	4
	ディ・ピエトロ・価値あるイタリア	26,134	2.969	0
	欧州民主主義者連合・人民党	13,265	1.507	0
計		426,544	48.473	4
独立系	南米イタリア人協会	84,507	9.603	1
	その他	35,882	4.075	0
計		120,389	13.678	1

(出典) I risultati elettorali, Elezione della Camera dei Deputati del 9-10 aprile 2006, Estero in complesso <<http://politiche.interno.it/politiche/camera060409/J0000000.htm>> I risultati elettorali, Elezione del Senato della Repubblica del 9-10 aprile 2006, Estero in complesso <<http://politiche.interno.it/politiche/senato060409/X0000000.htm>> より作成。

のミルコ・トレマッリャ在外イタリア人担当大臣は中道右派国民同盟の幹部であり、イタリア移民においては従来、ファシズム時代への郷愁から、右派政党支持の傾向が優勢であるともされてきた。にもかかわらず、中道左派が在外選挙区で勝利を収めたことについては、中道右派連合が3～4の候補者名簿に分裂したことが中道左派の勝利につながったとの指摘がある^(注19)ほか、国外メディアによるベルスコニ批判が影響を与えたことも考えられよう。

IV 2005年選挙制度改革の評価

最後に、2005年の改正に対して、どのような制度上の問題点があるのかをまとめておきたい。

まず第一に、下院議員選挙が全国を単位としてプレミアムを適用するのに対して、上院議員選挙は州ごとに適用するため、地域ごとに傾向の異なるイタリアにおいては、上院において、下院の多数派と構成を同じくする強力な多数派の形成がより困難になるおそれがある。現実には、Ⅲでも触れたとおり、2006年の総選挙において、国内選挙区だけを見れば、両院で異なる多数派が形成されていた。対等な権能を持つ現行の二院制下では、両院において異なった多数派が形成されることは、法律制定や政府信任(不信任)において、意思決定の麻痺をもたらすおそれがある。ただし、この州ごとのプレミアム適用も、今回の選挙法改正に先立って可決された中道右派の憲法改正案による議会改革が成立していれば、一定の合理性は有したであろう。

第二に、国民の意思の正確な反映を一定程度犠牲にしたプレミアム制や、候補者名簿連合への連結の有無により政党間に大きな取扱いの不平等を生じる阻止条項の差を設けることは、統治能力を有する安定した多数派の形成という目的から果たして正当化しきれものなのか。また、選挙に際してこうした制度を設けながら、

選挙後、プレミアムの恩恵を受けた候補者名簿連合の解消、政党の離合集散に何の制約もない点も指摘できる^(注22)。さらに、このプレミアム制は、仮に3以上の連合が競合した場合でも機能することから、30%程度の得票で55%の議席を獲得するおそれも、ないとは言い切れない。なお、中道右派の憲法改正案には、選挙を経ずに連立政権の枠組を変更することを防止するための規定が含まれていた。

第三に、平等選挙の原則から、ヴァッレ・ダオスタ選挙区の投票が全国集計に組み込まれず、下院のプレミアム決定にも参加できないこと、第四に、両性間の公職就任権の平等の観点から、女性の政治参加促進策を設けていないことも、憲法上問題である。

このほか、拘束名簿式の導入に加え、同一候補者が全選挙区で重複立候補するのを認めたことにより、より多くの選挙区で政党幹部が候補者名簿の筆頭に登載され、当選後に選挙区を選択することで、政党幹部の力が強まること(ひいては「政党支配体制」の復活)への懸念も示されている^(注23)。他方、拘束名簿式については、政党内部での競争や選挙費用を抑制し、政治上の主要課題や首相候補者その人に、選挙戦の焦点を合わせるという効果を指摘する論もある^(注24)。

以上の問題点を踏まえれば、今後何らかの制度の見直しを行うことは不可欠と思われる。現に、プローディ首相ら中道左派側からは、多数決方式への変更を含む現行選挙制度改革が、繰り返し主張されている。しかし、同じ中道左派内でも多くの小政党は比例代表方式に好意的であるなど、大幅な見直しを行うことについては、政治的な困難が予想される。

注

- (1) Alessandro Chiamonte, *Tra maggioritario e proporzionale*, Bologna: il Mulino, 2005, p.175. 当時、共産主義の崩壊や1992年からの戦後最大規模の政治

汚職摘発の影響を受け、既存の政党はほぼ壊滅状態にあった。

- (2) Roberto D'Alimonte, "I rischi di una nuova riforma elettorale. In difesa del «mattarellum».", *Quaderni costituzionali*, 3, settembre 2004, p.500.

1993年選挙制度は、4%の阻止条項を超えた比例区の候補者名簿の得票から、当該比例区の小選挙区において当該名簿と連結した候補者が当選した場合、当該小選挙区において得票数で第2位となった候補者の得票数に1を加えた数で、かつ当該小選挙区の有効投票の25%を下回らない数を控除すると定めていた。また、小選挙区候補者選出のための投票と、比例代表による議席配分のための候補者名簿を選択するための投票が別であるため、有権者は異なった政党（連合）を選択できる。そこで、実際に所属している政党の候補者名簿の得票控除を避けるために、それ自体の候補者当選を考慮しない、連結のためだけに作成された別の候補者名簿（偽装名簿）と連結する戦術が考案された。実際に2001年総選挙では、中道右派は小選挙区候補者の約9割が、中道左派の小選挙区候補者も中部及び南部を中心に5割弱が偽装名簿と連結した。偽装名簿が使用されなければ、中道右派連合「自由の家」は7議席減、中道左派連合「オリーブの木」は同議席、共産党再建党は7議席増の結果であったという分析もある（*La Stampa*, maggio 19, 2001.）。ただし、中道右派は勝利を収めたものの、偽装名簿戦術の結果として第1党であるフォルツァ・イタリアの候補者名簿と連結した小選挙区候補者が極めて少なかったため、同党の獲得議席が、その実際の候補者数を超えるとの問題が生じた。この問題に対し、破毀院は、フォルツァ・イタリアの獲得した62議席のうち配分の決まらなかった7議席について、5議席を同党に、残り2議席を中道左派に割り当てることを決定した。以上のような偽装名簿戦術は、違法ではないものの、その立法趣旨にかんがみ1993年選挙制度の運用を歪めるものであったといえる。（拙稿「海外法律情報 イタリア－選挙法と『偽装名簿』をめぐる議論」『ジュリ

スト』1207号, 2001.9.1, p.154.）なお、控除制が無ければ、連合に属さない小政党は、比例区で配分される議席が少なくなり、キャスティングボートを握る機会が減少するとの指摘もある。また、最終的に2005年の選挙制度改革に至った法案はいずれも、元来、この偽装名簿と控除制の問題への対応を目的とするものであった。

- (3) D'Alimonte, *op.cit.* p.503.
 (4) 例えば、Gianfranco Pasquino, *I sistemi elettorali*, Bolognail Mulino, 2006, p.75.
 (5) D'Alimonte, *op.cit.* pp.511-513, 517.
 (6) コムーネは、日本の市町村にあたるイタリアの基礎的地方団体である。
 (7) なお、2005年改革に続き、2006年1月3日の暫定措置令第1号（2006年1月27日の法律第22号により法律に転換）は、さらに選挙制度に係るいくつかの改革をもたらした。その一つが、重度の疾病によりその居所から出られず、かつ、医用電気機器が不可欠な選挙人に対し、両院選挙等における在宅投票を認めたことである。在宅投票を行うには、選挙期日の15日前までに、選挙人証明書の写し及び医師の証明書を添付して、その選挙人名簿に登録したコムーネの長に在宅投票の意思を証明する申告書を届けることが必要である。そして、これらの書類に問題がなければ、コムーネの長は、在宅投票を認められた選挙人の氏名を投票区ごとに区分された名簿に記載して、各投票区の選挙事務局長に送付するとともに、申請者に対する証明書の交付、集票の準備を行う。（Silvano Costantini, *Guida pratica per l'ufficio elettorale*, Santarcangelo di Romagna: Maggioli, 2006, Addenda pp.8-10.）
 (8) 一般に、各政党が議席を獲得するために達しなければならない「基数」を設定し、その基数により各政党の得票数を除して議席配分を行う方法。基数は、得票数の合計を総議席数で除して求める。基数による配分ののち、配分すべき議席が残っている場合は、最も剰余票が多い政党の順に議席が与えられる。
 (9) それゆえ、ヴァッレ・ダオスタ選挙区の投票は、

議席配分のための全国集計の対象外である。

- (10) 参考までに、欧州主要国の選挙制度における阻止条項の割合を挙げれば、ドイツ等が5%、スウェーデン等が4%、スペイン等が3%、デンマークが2%となっている（出典：三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号, 2006. 12（近刊））。
- (11) この手続の説明に関しては、Vincenzo Mercurio e Sereno Scolaro, *La nuova legge elettorale*, Santarcangelo di Romagna: Maggioli, 2006. を参照するとともに、高橋利安「イタリアの新選挙法」（一）『レファレンス』547号, 1996.8, pp.87-122.）における1993年選挙制度の解説を参考にした。
- (12) 剰余が同数の場合は、全国得票数が最大の候補者名簿連合（等）に配分し、全国得票数も同数の場合は、くじ引きで配分する。各候補者名簿の全国レベルの議席配分、各候補者名簿連合（等）の選挙区レベルの議席配分、各候補者名簿の選挙区レベルの議席配分についても同様に処理する。
- (13) これは、連合（等）の間で不一致があるのを改めるもので、最初に配分された議席を他の選挙区に移転することを可能にすることとなる。
- (14) Pasquino, *op.cit.* p.78.
- (15) ただし、規定自体は、各候補者団体の得票数及び各団体の落選した各候補者の得票数に基づいて選出されることとしている。つまり、州選挙事務局は、各候補者団体の得票数を1、2、…という数で除し、得られた商が最も大きい団体に議席配分する。候補者団体の得票数は、同一の標識を掲げた候補者の得票の選挙区集計からすでに当選を宣言された候補者の得票を控除することによって求められる。また、上記の商が同数の場合、議席は、得票数が最小の候補者団体に配分される。議席が配分された団体においては、小選挙区で当選した者を除いて得票率が最大の候補者が当選人となる。
- (16) *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, febbraio 6, 2006, p.21.
- (17) Ministero degli Affari Esteri, *Il voto all'estero*, Roma: Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato S.p.A.,

2006, p.7.によれば、当該合意は選挙人の99.8%が居住する131カ国と締結され、投票のために帰国しなければならぬ選挙人は、60カ国の約5,000人としている。

- (18) Paolo Feltrin, Paolo Natale, Davide Fabrizio, “La sorpresa di aprile. Una prima analisi delle elezioni politiche 2006.”, *POLENA*, 2006.1, p.165.
ただし、プレミアム制が無ければ、中道左派と中道右派の獲得議席は、それぞれ309と308であったことから、比例代表制の導入自体は合目的であったといえよう。
- (19) *ibid.*, p.151.
- (20) 2005年11月に議会で最終的に可決されたものの、2006年6月の国民投票により否決された。
- (21) 上院を州の代表機関として、従来の下院と対等な権能を見直し、各州の州議会議員選挙と同時に上院議員選挙を実施すること等をその内容とする。
- (22) 他方、こうした制約を設けることは、憲法第67条に規定する議員に対する命令委任の禁止に抵触するおそれもある。
- (23) 憲法第51条第1項は、男女の平等な公職就任権と、そのために国が適切な措置により機会均等を促進することを定めている。ただし、2005年法律第270号とは別に、男女いずれも候補者名簿の半数を超えてはならないこと、同性の候補者が候補者名簿内で一定の数以上連続しないこと等を定め、それに違反した場合には選挙費用償還の額を減ずる等の内容の法案が、閣議決定（2005年11月）、上院での可決（2006年2月）を経て下院に付託されていたが、立法期の終了により成立には至らなかった（Luca Mezzetti, “Il non felice epilogo delle «quote rosa».”, *Quaderni costituzionali*, 2, giugno 2006, pp.337-340.）。
- (24) 従来の下院議員選挙においては、1小選挙区・3選挙区（比例区）からの重複立候補を認めていた。複数選挙区で当選した場合の現行手続は、137ページで触れたとおりである。
- (25) Pasquino, *op.cit.* pp.80-83.
- (26) Giuseppe Vegas, *Il nuovo sistema elettorale*,

Milano:Oscar Mondadori, 2006, p.168.

参考文献（注に掲げたものは除く。）

- ・高橋利安「イタリアの新選挙法」(二)『レファレンス』548号, 1996.9, pp.51-80.
- ・高橋利安・井口文男「イタリアの新選挙法」(三)『レファレンス』549号, 1996.10, pp.113-149.
- ・村上信一郎「分裂と混迷のイタリアー中道左派が薄氷の勝利」『世界』2006.6, pp.29-32.
- ・八十田博人「欧州民主主義の停滞示すイタリア総選挙」『公明』2006.6, pp.38-43.
- ・池谷知明「イタリア両院選挙とイタリア政治のゆくえ」『改革者』2006.7, pp.20-23.
- ・拙稿「海外法律情報 イタリアー比例代表制の復活」『ジュリスト』1309号, 2006.4.1, p.45.

なお、在外投票の結果に関しては、外務省欧州局西欧課吉村祐子氏から有益なコメントをいただいた。

(あしだ じゅん・調査企画課)